

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

第2条第4項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改め、同条第7項中「療養費」を「並びに療養費」に改め、「家族訪問看護療養費」の次に「の支給」を加える。

第3条第3項第1号イ中「第2条第2項第6号」の次に「又は第7号」を加え、同号エ中「第2条第2項第7号」を「第2条第2項第8号」に改め、同号オ中「第2条第2項第8号」を「第2条第2項第9号」に改める。

第4条第1項中「医療費の助成を受けようとする者」を「対象者に係る医療費の助成を受けようとするひとり親家庭の父若しくは母又は養育者」に改め、同条第2項中「申請者が助成対象者であると認めたとき」を「前項の申請をした者が医療費の助成金の支給を受ける資格がある者（以下「受給資格者」という。）であると認めたとき」に改める。

第6条中「受給資格者」を「対象者」に改める。

第7条第1項中「受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金を、」を「対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金を」に改め、同条第2項中「受給資格者が受けた」

を「対象者が受けた」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項及び第3条第3項第1号の規定は、平成24年11月1日から適用する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、平成24年11月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第198号）の施行より、父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の規定により保護命令を受けた児童も支給対象とされたこと並びに対象者及び受給資格者の定義を明確にすること等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。